

また市社会福祉協議会が発行していることが分かる書類と、市

申請書に求人登録していることが分かる書類と、市

市生活保護の就労支援、また市社会福祉協議会の就労支援を受けた方を雇用していること

市社会福祉協議会開設の無料職業紹介所に求人登録をして

市内事業所の事業主

市社会福祉協議会開設の無料職業紹介所に求人登録をして

市生活保護の就労支援、また市社会福祉協議会の就労支援を受けた方を雇用していること

また市社会福祉協議会が発行していることが分かる書類と、市

申請書に求人登録していることが分かる書類と、市

市生活保護の就労支援、また市社会福祉協議会の就労支援を受けた方を雇用していること

市社会福祉協議会開設の無料職業紹介所に求人登録をして

市内事業所の事業主

市社会福祉協議会開設の無料職業紹介所に求人登録をして

市生活保護の就労支援、また市社会福祉協議会の就労支援を受けた方を雇用していること

市の相談窓口

人権相談

19(火) 13時30分～16時(受付15時30分まで)
市役所2階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

行政相談

21(木) 13時30分～16時 花川北コミセン
広聴・市民生活課 ☎72・3191

弁護士無料法律相談

6(水)・20(水) 13時30分～15時30分
※相談日前日までに電話申込、各4組(申込順)
広聴・市民生活課 ☎72・3191

家庭生活相談と女性相談

5(火)・12(火)・19(火)・21(木) 10時～15時
【女性限定】26(火) 13時～16時
市役所1階
北海道家庭生活カウンセラークラブ石狩地区
広聴・市民生活課 ☎72・3227

子ども・ひとり親相談

平日 9時～16時 子ども相談センター ☎72・3195

住民よろず相談

火曜 13時～16時(受付15時まで)
りんくる2階福祉団体活動室 ☎72・8220

毎月第3木曜 13時～16時(受付15時まで)

厚田保健センター ☎78・2521

高齢者生活福祉センター ☎79・5050

ジョブガイドいしかり

平日 9時30分～17時
就業アドバイザーによる相談は(昼休み除く)
月・水・木曜 11時～17時(受付16時まで)
ジョブガイドいしかり(市役所2階) ☎75・8609

消費生活相談

平日 10時～16時
石狩市消費生活センター(市役所1階) ☎75・2282

特別支援・不登校相談

平日 9時～15時45分(金曜は14時45分まで)
教育支援課 ☎76・8000

65歳以上の高齢者の相談窓口

各地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。

平日 9時～17時

南地域包括支援センター ☎73・2221

花川中央地域包括支援センター ☎77・6371

北地域包括支援センター ☎75・6100

厚田区 ☎78・1030

浜益区 ☎79・5111

その他の相談窓口

年金相談 ※窓口相談のみ

平日 8時30分～17時15分
毎月第2土曜 9時30分～16時
街角の年金相談センター麻生 ☎0570・05・4890(予約専用)

ひきこもりや不登校などに関する相談

平日 10時～19時
ひきこもりサポートセンター ☎77・5763

労働相談所 ※要申込

平日 10時～16時
連合北海道石狩地区連合
いしかり労働相談センター ☎60・4704

相続・遺言、不動産(空き家問題など)、その他無料法務相談

27(水) 13時～15時 花川北コミセン
行政書士池田法務事務所 ☎72・3558(電話予約可)

石狩市生活困窮者雇用促進助成金

新型コロナウイルスなどの影響で離職や廃業・休業し、生活に困窮する方を雇用した事業所に助成金を交付します。

対象 次のいずれにも該当する

市内事業所の事業主

市社会福祉協議会開設の無料職業紹介所に求人登録をして

いること

市生活保護の就労支援、また市社会福祉協議会の就労支援を受けた方を雇用していること

市生活保護の就労支援、また市社会福祉協議会の就労支援を受けた方を雇用していること

市生活保護の就労支援、また市社会福祉協議会の就労支援を受けた方を雇用していること

市生活保護の就労支援、また市社会福祉協議会の就労支援を受けた方を雇用していること

する就労支援を受けたことを証する書類を添えて提出

助成金額 雇用期間に定めのない雇用をした場合は10万円、定めがある場合は5万円

交付回数 1事業所に対し1回

申込期限 令和4年3月31日(木)

申込・問合せ 福祉総務課

(市役所4階) ☎72・3152

石狩市中小企業特別融資貸付金 利子補助金の申請

石狩市中小企業特別融資資金を利用する事業者は、融資利率の0.5%を利子補助します。

新型コロナウイルスの影響

で、本年4月～翌3月の任意の

1カ月間の売上高が令和元年または令和2年の同月比で10%以上

上減少した場合は、利子補助率を臨時的に引き上げ、実質無利子化します。

※複数借入れをしている場合は、件数分の申請書類が必要

対象 本年度(令和4年3月)まで同制度を利用する事業者

申込方法 指定用紙を提出(郵送可) ※用紙は左記、商工会議所、市内金融機関にあり。市HPからも入手可

申込期限 15日(金)

申込・問合せ 商工労働観光課

(〒061-3292 市役所3階)

☎72・3166

パブリックコメントの募集



石狩市市民活動情報センター条例の一部改正について

開館時間および休館日について、利用状況を勘案した見直しを行うため、閉館時間を18時から17時に繰り上げ、新たに日曜・祝日を休館日とする一方、毎週月曜の休館日を、花川北コミセンの休館日と合わせ、第2・第4月曜に変更するものです。

問合せ 企画課 ☎72・3161

石狩市地域未来投資促進条例の一部改正について

地域経済をけん引する事業の促進を通じ、地域における経済のさらなる活性化を目指すために平成30年に制定した同条例の一部改正し、増設において一定の条件を満たす事業は、免除期間を延長できるものとします。

問合せ 企業連携推進課 ☎72・3158

共通事項

募集期間 1(金)～31(日)
意見の提出方法 氏名、住所、連絡先を明記し、持参・郵送・ファクス・メール・音声ファイル・録音テープのいずれかで提出。意見はどなたでも提出できます
意見の提出先 企画課 〒061-3292 花川北6・1・30・2(市役所3階)
☎74・5581 ☐kikaku@city.ishikari.hokkaido.jp
※詳細は市HP、あい・ボード、市情報公開コーナー(市役所1階)、市民図書館、担当課、各支所地域振興課にある資料をご覧ください
意見の検討結果 11月中に公表予定

10月~12月は **全 市 一 斉**

収納強化月間です

市税などの滞納は市の財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすことになりかねません。何より、納期内にきちんと納めている大多数の皆さまとの公平を欠くことになります。

☎ 納税課 ☎ 72・3118

メールで納期限をお知らせします



市税などの納期限が近づくとお知らせメールを配信します。納め忘れの防止にぜひ登録してください。登録は簡単! 上記から空メールを送信するだけです。

対象

- 市税
- 国民健康保険税
- 後期高齢者医療保険料
- 介護保険料
- 保育所保育料
- 放課後児童クラブ負担金
- 市営住宅使用料
- 学校給食費
- 上・下水道料金



市税や公共料金は
市が提供するサービスの
貴重な財源です

市税、公共料金の滞納整理を強化します

市では、10月~12月を「収納強化月間」とし、全庁的に滞納整理を強化します。

催告書を一齐送付します

納め忘れを防ぐとともに、納期内納付の周知を図るため、催告書を一齐に送付します。

滞納処分・法的措置を実施します

督促や催告に応じない滞納者に対し、負担の公平性を保つため、やむを得ず財産の差し押さえ(滞納処分)や裁判所を通じた支払督促の申し立てを行います。

便利で安心な口座振替

市税や公共料金の納付は、口座振替の手続きをすると各納期の最終日に自動的に口座から引き落とされるため、金融機関などへ納付に行く手間がなくなり、大変便利です。一度申し込めば納め忘れもなく、安心です。

手続方法 通帳、届出印、納税通知書などをお持ちの上、預金口座のある金融機関に直接申し込みください

※学校給食費は、学校給食センター

☎ 62 8 0 1 5 へお問い合わせください

取り扱い金融機関 北海道信用金庫／北海道銀行／北陸銀行／北洋銀行／北門信用金庫／北中央信用組合／北海道労働金庫／石狩市農業協同組合／北石狩農業協同組合／石狩湾漁業協同組合／ゆうちょ銀行

納付の相談はお早めに

けがや病気、失業などやむを得ない事情で納期限までに納めることができない方は、法律の範囲内で納付時期を遅らせたり、分割して納付できる場合があります。お早めにご相談ください。

※夜間・休日の「時間外納付相談窓口」開設日時は15ページをご覧ください

Q 税金や公共料金を納期限までに納めないとどうなるの？

A 督促状や催告書が送付されて、延滞金が増加されることがあります。

Q それでも納めないでいるとどうなるの？

A 財産の差し押さえといった滞納処分や、支払督促などの法的措置を行います。そのほかに行政サービスの制限や不利益を受けることもあります。

Q 具体的にはどんな不利益？

A 国保税・後期高齢者医療保険料を滞納すると、有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費がいったん全額自己負担になる「資格証明書」が交付されることがあります。

介護保険料を滞納すると、未納期間に応じて介護給付が制限されます(利用者負担額が引き上げられたり、高額介護サービス費の支給が停止になるなど)。

上・下水道料金を滞納すると、給水を停止することがあります。

市営住宅使用料を滞納すると、入居を取り消し、住宅の明け渡しを求められることがあります。

市税・公共料金	納付相談窓口
市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料	納税課 ☎ 72・3118
介護保険料	高齢者支援課 ☎ 72・6121
保育所保育料	子ども家庭課 ☎ 72・3197
放課後児童クラブ負担金	子ども政策課 ☎ 72・3192
市営住宅使用料	建築住宅課 ☎ 72・3144
学校給食費	学校給食センター ☎ 62・8015
上・下水道料金	水道営業課 ☎ 72・3133